

長崎北部地域森林計画変更計画書

(長崎北部森林計画区)

計画期間 { 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 15 年 3 月 31 日 }

令和 6 年 12 月 20 日



長 崎 県

長崎北部森林計画区

○計画期間

自 令和5年4月 1日
至 令和15年3月31日

令和4年12月28日に樹立した長崎北部地域森林計画の次の事項について、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき計画を変更する。

○変更の理由

- （1）「森林の立木竹の伐採に関する事項」「造林に関する事項」「森林の土地の保全に関する事項」については、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（令和6年3月28日5林整計第853号）の改正によるもの。
- （2）「保安林の整備及び治山事業に関する計画」については、治山事業箇所の緊急度及び公益的機能の確保、土地所有者の意向等によるもの。

○変更内容

別紙のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」を踏まえて行うこととし、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を以下のとおり定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものとする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図るものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

伐採の対象とする立木については、（2）に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

以下、略

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図るものとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工植栽によるものとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものとする。

区 分	樹 種
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、マキ、イチヨウ、カヤ、 その他有用針葉樹
広葉樹	クヌギ、コナラ、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、ツバキ、 その他有用広葉樹

また、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石切取、盛土等、土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとし、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、その実施地区の選定を行うものとする。

また、土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図るとともに必要に応じて、法面の保護のための法面緑化工、土留工等の施設の設置及び排水施設等を設けるものとし、その他の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出・崩壊の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

なお、太陽光発電施設の設置等にあたり、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸水能や景観に支障を及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮するものとする。

また、盛土等に伴う災害の防止のため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守等の厳正な運用を行うものとする。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	林 班
市町村	区 域		うち前半5年分		
佐 世 保 市	大瀬	1	1	地すべり防止施設	2031
	平山	1	1	地すべり防止施設	3024
	樽川内	1	1	地すべり防止施設	3023
	牧の地	1	1	地すべり防止施設	180
	菰田・小川内	1	1	地すべり防止施設	101
	上野原	1	1	地すべり防止施設	18
	瀬戸越	1	1	地すべり防止施設	124
	皆瀬	1	1	地すべり防止施設	9
	町畑	1	1	山腹工	10
	指方	1	1	山腹工	10
	春明	1	1	山腹工	3015
	開作	1	1	山腹工	4016
	心野	1	1	山腹工・溪間工	197
	赤坂	1	1	溪間工	5021
	霧関	1	1	溪間工	156
	防ノ久	1	1	山腹工・溪間工	5027
	柚木	1		山腹工	182
	下船越	1		溪間工	76
	江永	1	1	山腹工	206
	馬込	1		溪間工	2021
黒髪	1		溪間工	151	
田代	1		溪間工	135	
	後期	5			
平 戸 市	宮ノ浦	1	1	地すべり防止施設	85
	白石	1	1	山腹工・地すべり防止施設	32
	下中野	1	1	溪間工	19
	春日	1	1	溪間工	176, 179
	根獅子	1	1	海岸施設	161
		後期	1		
松 浦 市	北平	1	1	地すべり防止施設	45
	坂野	1	1	地すべり防止施設	10
	石倉	1	1	地すべり防止施設	7
	雇尾	1	1	地すべり防止施設	13
	原福連	1	1	地すべり防止施設	20
	長野	1	1	地すべり防止施設	36
	赤木	1	1	地すべり防止施設	24
	長田	1	1	地すべり防止施設	4
		後期	1		
東 彼 杵 町	口木田	2	2	森林整備	6, 7
	川内	4	4	溪間工・森林整備	13, 15, 16, 17, 18
	大音琴	2	2	溪間工・森林整備	4, 5
	中尾	1	1	山腹工	33
	蔵本	2	2	溪間工・山腹工	8
	山田	1	1	溪間工	9, 12
		後期	1		

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な工種	林 班
市町村	区 域	3	うち前半5年分		
川 棚 町	木場		3	3	溪間工・森林整備
	石木	2	2	溪間工・山腹工	17, 42, 43
	後期	1			
波 佐 見 町	野々川	1	1	地すべり防止施設	24, 25
	小樽	3	3	山腹工・溪間工・森林整備	21, 27, 28
	サヤノ御前	1	1	山腹工	29
	中尾	1	1	山腹工	38, 39
	下湯無田	2	2	溪間工・山腹工	15, 17
	永尾	1	1	山腹工	29
	籠原	1	1	山腹工	21
	上ノ	1	1	山腹工	47, 48
	中ノ	1	1	山腹工	47
		1	1	地すべり防止施設	47
	岳辺田	2	2	溪間工	59
	湯無田	1	1	溪間工	20
	井石	1	1	山腹工	42
	鬼木	1	1	山腹工	43
後期	2				
小 値 賀 町	全域	1	1	森林整備	1~7, 18, 19
	後期				
佐 々 町	古川	2	2	山腹工・溪間工	11, 12
	市瀬	1		溪間工	10
	川内谷	1	1	地すべり防止施設	12
	迎木場	1	1	地すべり防止施設	18
	後期	1			
合計		88	70		